

2-2 その他司法に関連する組織

2-2-1 司法評議会 (Judicial Council)

司法評議会は、憲法 113 条に基づいて、裁判官の任命、異動、懲戒、解雇について提案を行う責任がある。また司法行政に関する課題について提案することもある。

司法評議会は、最高裁裁判長が委員長を務め、司法省大臣、最高裁の裁判官のなかで最も経験の長い裁判官は当然に司法評議会の委員となる。また、20 年以上職務経験のある上級弁護士 (Senior Advocate) 又は一般弁護士 (Advocate) の中からネパール弁護士会の推薦に従い、最高裁長官が委員を任命する。法律専門家の中から首相によって任命される者も司法評議会の委員となる。

司法大臣及び上記要件を満たす最高裁裁判官の委員以外の委員の任期は 4 年間である。

委員の罷免は最高裁裁判官の弾劾手続きと同様の手続きによってなされる。

司法評議会には事務局があり、司法業務委員会 (Judicial Service Commission) の推薦に基づいて政府が事務局長を任命する。事務局は評議会をサポートし、全ての裁判官の業務功績の記録を管理し、評議会の決定事項を実行する責務がある。

2-2-2 司法業務委員会 (Judicial Service Commission)

司法業務委員会は、憲法 114 条に基づいて、ネパールの司法業務を担当している職員全員の任命、異動、昇進、職務活動、解雇について政府に提案する任務がある。

司法業務委員会は、最高裁判所長官を委員長とし、司法省大臣、最高裁の裁判官のなかで最も経験の長い裁判官、公共サービス委員会委員長及び検事総長 (Attorney General) が委員となる。

司法評議会の事務局長は職務上当然に司法業務委員会の事務局長であり、また司法評議会の事務局は司法業務委員会の事務局である。事務局は、司法業務に関わる職員全員の職務功績の記録を管理し、委員会の決定事項を実行する任務がある。

2-3 検察制度

2-3-1 構成

(1) 人的構成

検察は検事総長を検察庁の長とし、検事総長を除き 4 つのカテゴリーから構成されている。

検事総長の下には次席検事 (Deputy Attorney General) がおり、以下検事長 (Joint Attorney、第 1 級上級公務員-Gazetted First class)、検察官 (Deputy Government Attorney、第 2 級上級公務員)、アシスタント検察官 (Assistants District Attorney、第 3 級上級公務員) がいる。

なお、ネパール国内には 242 人の検察官がいる。

(2) 組織構成

検察の組織構成は、裁判所の構成に対応しており、検事総長府 (最高裁判所に対応)、高等検察庁 (控訴裁判所に対応)、郡検察庁 (郡裁判所に対応) がヒエラルキーを構成している。

2-3-2 検事総長 (Attorney General)

(1) 任命、資格

検事総長は、首相の推薦に基づき大統領が任命する。検事総長の資格要件は、裁判官又は法律専門家であって最高裁の判事として任命される資格があることである。

(2) 権限

検事総長には以下の権限がある。

- 政府の最高法律顧問として、憲法や法的問題に関して意見やアドバイスを政府に行うこと。
- ネパール政府、国家の権利、利益と関係するか、利害関係のある事件、訴訟の中で最高裁において審理がなされているものに関して政府、国の代理人、弁護人として活動すること。
- 検察官の長として、政府を代表して全ての事件（ネパール政府、国家の権利、利益と関係するか、利害関係のある事件、刑事事件を含む）手続きを開始するか否かの最終決定を行うこと。
- 最高裁の下した法解釈に関する判断や法原理に関する判断が実行されているかを監視すること。
- 身柄の拘束をされている者が憲法で認められている人間的な扱いを受けていない、親族に会うことを許されていない等の問題があることを知った場合に調査を行い、関係機関に必要な指示をするなどしてそのような状況を改善すること。
- 法律に基づき、憲法上有している権限を下級検察官に代理行使させること。
- 検事総長の業績を記載した年次報告書²を作成すること。
- 国会（国会内の各委員会を含む）におけるいかなる会合にも出席し、法的問題に対して意見を表明すること。但し、検事総長はいかなる議決権も有しない。

(3) 役職

検事総長は以下の役職を兼任する。

- 司法業務委員会 (Judicial Service Commission) 委員。
- 弁護士 (法曹) 評議会 (Bar Council) の議長。
- 中央法律扶助委員会 (Central Legal Aid Committee) 委員。
- 司法評議会 (Judicial Council) のコーディネート委員会 (Co-ordinate Committee) 委員。
- Public Prosecutions Act 1993 により設置されたコーディネート委員会 (Co-ordinate Committee) の委員長。
- 国家民間航空保安委員会 (National Civil Aviation Committee) 委員。

² 年次報告書は、検事総長が大統領に提出し、その後大統領から、首相を通じて国会に提出される。年次報告書には一年を通じて、検事総長が行った憲法上、法律上の問題に対するアドバイスや意見の総数、開始した政府事件 (governmental cases) 事件の詳細、政府が原告又は被告となっている訴訟に関する詳細な主張 (弁護) の詳細、発生した犯罪及びそれに関連する事情の詳細等が記載されている。

2-3-3 その他の検察官

次席検事 (Deputy Attorney General) 及び検事長 (Joint Attorney) は、司法評議会の推薦に基づき政府により任命される。

2-3-4 組織と機能

(1) 検事総長府 (Attorney General office)

検事総長府は、検察のヒエラルキーの最上位に位置する。また、高等・郡検察庁の功績を監視し調査する義務がある。

(2) 高等検察庁 (Appellate Government Advocates Office)

16の高等検察庁が控訴裁判所に設置されており、検事長 (Joint Attorney) は主として当該地域と当該ゾーンレベルの政府機関に法的アドバイスを与える責任がある。高等検察庁に所属する検察官は、刑事事件の控訴審の当事者として訴訟活動を行う他、控訴審段階において、また国家の法的権利の保護を弁護、実践及びカウンセリングをすることによって確保する責任がある。

(3) 郡検察庁 (Government Advocate Office)

75の郡検察庁が郡裁判所に設置されており、検察官 (District Attorney) は犯罪事件の起訴を行う責任がある。また、郡検察庁に所属する検察官は、刑事事件の第一審の当事者となるほか、第一審段階において、国家の法的権利の保護を郡レベルの政府機関のために弁護、実践とカウンセリングをすることによって確保する責任がある。
なお、犯罪事件の捜査は警察によって行われる。

2-4 弁護士及び弁護士会の制度

2-4-1 弁護士

(1) 弁護士の種類

弁護士は3種類に分類される。

1) 弁護人 (Pleader)

法学位の中間レベルを持っている者、及び5年の代行人としての経験があつて弁護人試験に合格した者に、司法評議会より弁護人としての称号が与えられる。

2) 弁護士 (Advocate)

法学修了者、15年の経験のある弁護人 (Pleader)、法学位を持っていて7年の経験がある弁護人、退職した裁判官や政府職員で5年の司法業務経験がある者、及び法律の教師として5年の経験があり弁護士試験に合格した者に、弁護士(法曹)評議会より弁護士の称号が与えられる。

3) 上級弁護士 (Senior Advocate)

15年以上の弁護士経験があり、法の分野で社会に大きな貢献した名誉ある弁護士に、最高裁より上級弁護士 (Senior Advocate) の称号が与えられる。

(2) 業務権限

上級弁護士及び弁護士はどの審級でも業務を行えるが、弁護人は最高裁判所では業務を行うことができない。

2-4-2 弁護士会

(1) 歴史

ネパール弁護士連合会は 1956 年に設立された。

1963 年に National Guidance Act 1961 により、法律職の専門家組織として、ネパール政府に承認された。

(2) 構成

ネパール弁護士会は、ネパール人の法律実務家にとって連合組織であり、その執行部は、会会計役（1名）とその他のメンバー（9名）から構成される。執行部は、ネパール弁護士会の全会員が参加する選挙で3年毎に選出される。

ネパール弁護士（連合）会はネパール全土に 83 の弁護士会を有しており、それらの弁護士会（単位会）は、ネパールの裁判所（最高裁判所、高等裁判所、地方裁判所）に対応している。なお、単位会の執行部の選挙は2年毎に行われる。

ネパール弁護士（連合）会には、現在 5,320 人の弁護士が登録している。ネパール弁護士（連合会）に登録している弁護士は、必ずいずれかの弁護士会（但し複数の弁護士会に登録することは不可）に登録する必要がある。

(3) ネパール弁護士（法曹）評議会（Nepal Bar Council）

ネパール弁護士評議会は、弁護士の資格授与、弁護士の活動の規制を行う法定機関である。

ネパール弁護士評議会は、同評議会が実施する試験に合格した者に弁護士の資格を授与する権限がある。

また、同評議会の懲戒委員会において、弁護士に対する不服申し立てを審理し、警告、資格の停止、資格のはく奪等の懲戒決定を行う権限がある。同評議会の懲戒決定に対しては、最高裁判所への不服申し立てが認められている。

第3章 詳細計画策定調査の結果

3-1 プロジェクトの概要

3-1-1 事業の目的

本案件は、第2次5ヶ年司法戦略計画でも取組みが示されている「事件管理制度」及び「司法調停」を対象とし、事件管理制度の改善や司法調停による紛争解決の促進を通じて裁判所の効率的な紛争解決機能の向上を図り、もって迅速かつ公平な紛争解決の実現に寄与するものである。

3-1-2 上位目標

市民の権利を保障するため、裁判所の機能向上を通じ迅速かつ公平な紛争解決が促進される。

3-1-3 プロジェクト目標

裁判所の迅速かつ公平な紛争解決機能の向上に必要な基盤が整備される。

3-1-4 成果

- (1) 全国の裁判所での導入に向け、事件管理制度の改善案（最終案）が作成される。
- (2) 事件管理制度の改善案（最終案）を全国で実施するため、同改善案に係る研修教材及び理解促進用素材が作成される。
- (3) 司法調停による紛争解決を促進するため、司法調停に係る理解促進用素材及び研修教材が作成される。

3-1-5 投入

(1) 日本側

① 専門家

【長期専門家】

- ・「事件管理/調停」1名
- ・「業務調整/研修計画」1名

【短期専門家】

- ・必要に応じ。

② 本邦研修（セミナー）

- ・事件管理制度及び司法調停分野（必要に応じ）。

③ 機材供与

- ・必要に応じ。

④ 現地業務費

- ・セミナー開催会場の経費（必要に応じ）。

- ・研修教材及び理解促進用素材の印刷経費。
- ・研修及びセミナーの日本人講師の謝金。

⑤アドバイザー・グループ

- ・事件管理制度及び司法調停に関するアドバイザーグループ（学識者等により構成）を日本国内にて設置。

(2) ネパール側

①カウンターパート

- ・プロジェクトダイレクター：最高裁判所事務総長
- ・プロジェクトマネジャー：最高裁判所副事務総長
- ・ステアリング・コミッティー
- ・ワーキング・グループ（刑事事件管理、民事事件管理、司法調停）

②執務スペース及び資機材

- ・最高裁判所内の専門家執務スペース
- ・最高裁判所内の会議室（必要に応じ）

③ローカルコスト

- ・ネパール側関係者の給与
- ・供与機材の通関手続き費用、国内輸送費用、保管費用及び設置費用
- ・施設及び資機材の維持管理費用
- ・日常の活動に必要な費用

3-2 関係機関との協議結果概要

(1) 英文案件名について

英文案件名について、以下の通り変更することでネパール最高裁と合意した（和文案件名は変更なし）。

- 【要請書の案件名】Project for Improving the Capacity of Court for Expedite and Reliable Dispute Settlement
- 【採択時の案件名】Project for Improving the Capacity of Court for Expedite and Reliable settlement
- 【変更後の案件名】The Project for Strengthening the Capacity of Court for Expeditious and Reliable Dispute Settlement

(2) プロジェクト期間について

ネパール側からの要請では、プロジェクト期間は3年間となっていた。しかし、今回の調査中にネパール最高裁から、「事件管理制度の改善案の作成、裁判所規則の改正、様式やガイドラインの作成」や「同改善案のパイロットコートにおける試行導入・モニタリング」を行うためには十分な期間が必要との意見が出され、協議の結果、3年7ヶ月間とすることでネパール最高裁と合意した。

(3) パイロットコートについて

事件管理制度の改善案の試行導入や研修・セミナーを実施するパイロットコートについて、ネパール最高裁から、①Kavrepalanchowk District Court、②Dang Deukhuri District Court、③Dhanusa District Court の3つが提案された。今回の調査では②と③は訪問できなかったため、後日、JICA ネパール事務所／法整備アドバイザーが視察した結果も踏まえて最終確定を行うことで合意した。

(4) プロジェクトの実施体制について

プロジェクトの実施体制、ステアリング・コミッティー及びワーキング・グループの詳細は付属資料3のミニッツ Annex III 及び Annex IV の通り。また、以下の点についてネパール最高裁と合意した。

- ネパール最高裁が実施機関であるとともに、ネパール側関係機関（法・司法・制憲議会・国会省、法務長官府、ネパール弁護士会、最高裁弁護士会、国家司法学院等）との調整を行う。
- ステアリング・コミッティーの役割は、関係機関間の情報共有・意見交換、ワーキング・グループの活動に対する助言及び教訓の蓄積（意思決定機関ではない）。
- ネパール最高裁は、プロジェクト開始までに、関係機関から構成されるステアリング・コミッティー及びワーキング・グループを設置する。しかし、政治情勢等の外部要因により正式な発足が遅れる場合には、最高裁メンバーと JICA 専門家チームでプロジェクト活動を開始する。

(5) JICA 法整備アドバイザーとの連携・調整について

本プロジェクトは、大きく分けて「事件管理制度」と「司法調停」の2つの分野を取り扱い、また「事件管理制度」は①刑事分野と②民事分野の2つに分かれる。本プロジェクト専門家は、①刑事分野の事件管理制度、②民事分野の事件管理制度、③司法調停の全てに関与するものの、特に③司法調停については、JICA が最高裁に派遣している「法整備アドバイザー」との連携・調整のもとプロジェクト活動を行うことを説明し、ネパール最高裁の理解を得た。

3-3 評価結果

3-3-1 妥当性

以下のとおり、必要性、優先度は高く、ネパール及び日本双方の方針とも合致することから、本プロジェクトの実施を通じてネパール裁判所の紛争解決機能の向上を支援することは意義のあるものであり、実施の妥当性は高い。

ネパールの民主的な国づくりを軌道に乗せ平和裡に推進するため、ネパール最高裁判所は司法分野の改革に関する第2次5ヶ年司法戦略計画に基づく取組みを実施している。しかし、2012年6月の調査結果によれば、年間の受理件数に対する終結事件の割合は40%強に留まり、結審に3年以上要する事件が全体の40%に上るなど、訴訟の遅延問題は重大であり、ネパール国民の裁判所への信頼を失わせる原因になっている。そこで、訴訟の遅延の問題を解決するために事件管理制度の改善が求められている。また、上記司法戦略計画で活用が促されている司法調

停制度についても、裁判に代わる簡易な紛争解決手段として期待されているものの、制度の理解不足等のため必ずしも積極的に利用されておらず、利用頻度については地域間の格差が大きいのが現状である。加えて、調停人の能力不足のため司法調停による紛争解決数が少ないことから、司法調停制度の利用が裁判所の負担軽減をもたらしていない状況にある。

また、「対ネパール国別援助方針（2012年4月）」で示された3つの重点分野のうち、「平和の定着と民主国家への着実な移行」下の民主化プロセス支援プログラムでは、「司法の能力及び法へのアクセス強化」への取り組みが述べられている。加えて、JICA 国別分析ペーパーにおいても、民主化プロセス支援プログラムにおいて「法の支配」の確立支援に重点的に取り組むとされている。

3-3-2 有効性

以下のとおり、適切な計画に基づきプロジェクト活動が実施されることで、目標達成が見込まれる。

本プロジェクトは、ネパール最高裁判所の第2次5ヶ年司法戦略計画でも取組みが示されている「事件管理制度の改善」や「司法調停による紛争解決の促進」を通じ裁判所の迅速かつ公平な紛争解決機能の向上に必要な基盤整備を目指すものであり、以下の3つの成果を生み出すことを通じて、本プロジェクトの目標を達成するよう構成されている。

- (1) 全国の裁判所での導入に向け、事件管理制度の改善案（最終案）が作成される。
- (2) 事件管理制度の改善案（最終案）を全国で実施するため、同改善案に係る研修教材及び理解促進用素材が作成される。
- (3) 司法調停による紛争解決を促進するため、司法調停に係る理解促進用素材及び研修教材が作成される。

事件管理システムの改善や司法調停の活用は、迅速かつ公平な裁判の実現に直結するものであり、着実なプロジェクト活動の実施を通じ上記3つの不可欠な要素が実現されることで、裁判所の迅速かつ公平な紛争解決機能の向上に必要な基盤を整備するという目標達成が見込まれる。

3-3-3 効率性

以下の点に鑑み、プロジェクトは効率的に実施・運営されることが期待される。

本プロジェクトでは、目標を達成するために必要十分な投入が計画されており、長期専門家、短期専門家、本邦研修等の異なるスキームを活用することで、ネパール側のニーズに柔軟かつきめ細やかに対応した、効率的なプロジェクト運営が期待される。また、日本国内にアドバイザー・グループを結成し、補足的な技術支援を行える体制を構築することが予定されている。さらに、法整備アドバイザー（個別専門家）の活動と適切に連携させることで、より効率的なプロジェクト活動が期待される。

プロジェクト期間も、将来的に全国の裁判所で導入されるため、実効性のある事件管理制度の改善案の作成に係る一連の活動³に必要な最低限の期間に設定されている。加えて、プロジェ

³ 事件管理制度の改善案の作成と裁判所規則の改正の提案、様式やガイドラインの作成、同改善案のパイロットコートにおける試行導入・モニタリング。また、研修教材や理解促進用素材の作成と、パイロットコートにおける、裁判官や裁判所職員に対する研修及び検察官や弁護士に対するセミナー。

クト実施体制においては、ネパール最高裁を実施機関としつつネパール側関係機関の円滑な連携・調整が考慮されていることも、効率性の向上に寄与する点である。

3-4 団長所感

(1) 本プロジェクトの適切性

本プロジェクトは、裁判所における紛争解決を効率化することを通じて、司法制度への信頼を回復させ、安定した社会を構築することを最終的に目指すプロジェクトである。本プロジェクトが目指す方向性は、現在ネパールが直面する課題に的確に対処するものであることに加え、最高裁をパートナーとしてプロジェクトを実施すること及び **Case Management** 及び **Court-related Mediation** をターゲットとして設定していることについても極めて適切であると評価できる。

まず、ネパールのような紛争影響国において、司法システムの再構築は、治安維持及び紛争に戻らない国づくりのために、非常に重要な課題である。ネパールでは、現在、法律に基づく手続による適正な民事紛争の解決や、適正な刑事処罰が行われているとは言い難い状況が散見される。司法への信頼やアクセスが限定されていることから、民事・刑事の紛争が生じた場合に、権力を有している者、暴力に訴えることができる者、お金を持っている者、要するに「力」のある者が、十分な法的な根拠がなくとも、常に有利な結果を得る状況が生じている。この状況下で、社会的弱者の権利は多くの場合不当に侵害され、力のない者は泣き寝入りするしかなくなる。また、紛争終結後の混乱期から脱していないネパールにおいて、対立グループ（の構成員）間の紛争が適正な司法手続によらずに暴力や金の力によって解決されることは、新たな紛争の火種となり、平和構築の実現に向けた取組みの大きな障害となる。ネパールの安定した国づくりのために、司法システムを再構築する取組みを支援することは非常に重要である。

次に、最高裁判所は、司法システム改善に向けて高いオーナーシップを有しており、司法関係機関の中で高い地位を占めていることから、司法システム再構築に向けた支援を実施するに当たり、最高裁判所ほど適切なパートナーは存在しない。最高裁判所は、司法改革第1次5か年戦略に引き続き、現在第2次5か年戦略を実施中である。この第2次5か年戦略において、最高裁判所は11のアジェンダを設定し、アジェンダごとの実施委員会を設置し、独自の取組みを精力的に継続するなど、改革に向けた強い意欲と姿勢を打ち出している。こうした自助努力の経験を分析し、教訓を活用することによって、本プロジェクトの活動はより効果的・効率的に実施することができよう。また、司法関係機関（法・司法・制憲議会・国会省、法務長官府、ネパール弁護士連合会、司法学院等）は、立場の違いはあれど最高裁判所に対しては常に「一目置く」態度を示しており、最高裁判所をパートナー機関とすることによって、司法関係機関を広く巻き込み、連携を図りながらプロジェクト活動を実施することが可能となろう。

加えて、**Case Management** 及び **Court-related Mediation** の改革は、迅速で公平な裁判の実現のために不可欠であり、これらを支援対象とすることは極めて適切である。既に妥当性に関する部分でも一部指摘したとおり、ネパールの裁判に対しては、「裁判には時間がかかりすぎる」「手続が分かりにくい」「フェアな解決が期待できない」といった評価が根強く、司法の機能は必ずしも国民から信頼されていない。このような状況下で安定した社会

の構築が望めないことは上記のとおりであり、迅速で公平な裁判を実現することは喫緊の課題である。このため、上記第2次5か年計画においても、迅速で公平な裁判を実現に直結する **Case Management** を改善し、裁判の迅速性・効率性を高めることが第1番目のアジェンダに挙げられている。日本は、迅速・公平な裁判の実現に向けた取組みを長年継続しており、その経験・教訓の活用することができる。また、**Court-related Mediation** についても、これが有効活用することによって紛争解決が迅速化されるほか、**Mediation** を通じた **Win-Win** の紛争解決は当事者の満足感を増すことにもつながる。**Court-related Mediation** に関する日本の経験・知見の蓄積は他国を凌駕しており、同分野については既にインドネシア・モンゴル等で支援を実施していることから、その経験も活用できる。

本プロジェクトの目指す、カネ・暴力・コネ・権力によらない紛争解決を通じた安定した社会の構築は、ネパールにおける最も重要な課題の一つと言ってよく、また、上記のような最高裁判所の取組みを支援することは、オーナーシップ・自立発展性を重視する日本の協力の優れた面を有効に活かすことができるものと確信する。

(2) 関連機関を巻き込む必要性

本プロジェクトの実施に当たっては、司法関係機関（法・司法・制憲議会・国会省、法務長官府、ネパール弁護士連合会、司法学院等）の協力を引き出し、これらの機関と緊密な連携を取ることが必要である。

この点につき、最高裁判所は最終的には十分な理解を示したが、協議の過程では「**Case Management** は裁判所内部の問題なのにどうして外部の機関の協力が必要なのか」との声もあった。上記のとおり、最高裁判所は、第2次5か年戦略による独自の取組みを強い責任感のもとに進めており、この戦略の企画・立案、戦略の具体的なアクションプランの策定などは最高裁判所が自ら主体的に行っている。これは、最高裁判所の高いオーナーシップの表れであると評価できる。

しかし、一方で、司法関係機関は、最高裁判所を尊重しながらも、それぞれの立場から最高裁判所の取組みを批判的に評価している。例えば、ネパール弁護士会からの聞き取りでは、「最高裁判所の取組みは評価するが必ずしもうまくは行っていない。なぜならあらかじめ関係機関の意見を聞かずに独善的な計画を実施しているからである。」といった趣旨の意見も聞かれた。また、地方調査では、**Court-related Mediation** が機能しない理由として弁護士の協力が得られないことなどが挙げられた。

司法改革を進めるためには関係機関の連携・協調が不可欠であり、改革に向けた取組みを企画・立案する段階から関係機関を巻き込み、関係機関にもオーナーシップを持たせることが非常に重要である。本プロジェクトにおいて、上記のネパール弁護士会からの批判的な意見を教訓として活用すること、法務長官府が示した独自の改革への取組みとプロジェクト活動を連動させること、地方開発・連邦省が有しているコミュニティ調停と **Court-related Mediation** とを連携させる視点を取り入れることなどは、プロジェクトの効果的な実施に向けて十分に検討されなければならない。

なお、司法学院の関与については、調査団からの強い申し入れにも関わらず、最高裁判所は「司法学院は純粋なトレーニング機関であり、**Case Management** に直接関係する他の司法関係機関とは一線を画しているため、ワーキンググループメンバーとして相応しくな

い」との態度を崩さず、現段階のプロジェクトの実施体制では、司法学院の関与は一定程度にとどまっている。しかし、本プロジェクトの活動を司法学院の実務家トレーニングと連動させることは極めて重要であり、司法学院の巻き込みについては、プロジェクト開始後も引き続き最高裁判所と協議する必要がある。

(3) 地方との連携

本プロジェクトにおいて、地方の現状を十分に調査し、地方において実施可能な計画を策定することは極めて重要な課題であり、パイロット活動は、本プロジェクトの重要な柱として、下記留意点に配慮しながら注意深く進めなければならない。

ネパールに限らず多くの途上国では、優秀な人材が中央機関に集まり、中央の高位の人々は地方の実情を知る機会をほとんど有していない。この結果、「現場を知らない優秀な」人材が、地方機関の実情を踏まえない独自の計画を企画・立案し、その実施を地方機関に要求するが、地方機関は、その実現可能性の低い計画に辟易しつつも、中央機関との力関係から反対意見を言わずに実施した「ふり」をする、といった悪循環が継続する。上記5か年計画のアクションプランがそうであると決めつけるつもりは毛頭ないが、今回の地方調査でも、ある地方裁判所の判事は「中央機関が計画した取組みをそのまま実施することは不可能であり、地方の現状に合わせた調整が必要である」と述べていた。本プロジェクトの実施に当たり、中央の人々と地方の人々との意見交換を促し、より緊密な関係を構築することを通じて中央と地方の意識格差を埋め、地方の現状に合わせた計画を企画・立案できるようにすることは、最終的な目標を実現するために必要不可欠である。

また、パイロット活動の実施に当たっては、プロジェクトの終了後の自立発展性に十分な留意が必要である。最高裁判所は他のドナーと協力して既にいくつかのパイロット活動を実施しているが、そうした活動のネガティブな側面として、パイロット活動が終了すると、元に戻ってしまうという問題が報告されている。すなわち、ある裁判所をパイロット裁判所としてある取組みを実施する際、実施中はリソースの投入があるため、元々の実施能力が高くないパイロット裁判所でもその取組みを実施できるが、いったん投入が止まると、継続的に活動を実施できなくなってしまう。また、裁判官の人事異動があると、知見が裁判所に残らず、結局元の状態に戻ってしまう。こうしたことが生じないように、過去の経験を踏まえ、対策を講じながらパイロット活動を実施しなければならない。

(4) コミュニティ調停との連携

本プロジェクトの大きな柱の一つである Court-related Mediation の改善の活動においては、ネパールで行われているコミュニティ調停との連携を十分に図り、ネパールにおける調停制度全体のあり方を考えながら活動を展開する必要がある。

ネパール各地でドナーの支援を受けたコミュニティ調停に関する活動が展開されているが、これまで Court-related Mediation との連携は十分に検討されてこなかった。また、逆に Court-related Mediation の改革においても、コミュニティ調停の知見・経験を活用しようとする努力はなされてこなかった。言い換えれば、コミュニティ調停と Court-related Mediation はそれぞれ独自の取組みと認識されており、共有できる部分があるという「気づき」がなかった。これは、相互の理解不足（例えば、コミュニティ調停はカトマンズの近

くでは実施されていないので、中央機関の人々はコミュニティ調停がどのようなものであるかを知らない。)に起因するものと思われ、本プロジェクトにおいて、相互理解を促進し、相互の「気づき」を醸成することは重要な取組みとなる。また、JICAは、コミュニティ調停に関するプロジェクト（COMCAP）を実施しており、このプロジェクトとの相乗効果・相互補完を実現する視点も重要である。こうした取組みは、法整備アドバイザー（個別専門家）と連携しながら実施することが求められる。

また、コミュニティ調停との連携は、コミュニティを通じた民法普及（JICA支援実施中）の一助ともなり、最終的には社会の隅々において「法の支配」が実現することにもつながろう。民法は最も基本的な人権を扱う法律であり、この中に含まれる両性の平等、人々の権利の保障といった基本的なコンセプトの普及は、法律があること自体を知らなかった人々、法律で権利が守られていることを知らずに虐げられている人々のエンパワーメントにつながる。加えて、力を持っている人々もそうでない人々も法律で規律されるということ、法律を尊重することが安定した社会を実現されるということなどの「気づき」やこうしたマインドが醸成されることは、国づくりのプロセスにおいて極めて重要であろう。

（5）結語

最後に、本プロジェクトの企画・立案に関しては、個別専門家の貢献が非常に大きかった。また、2012年9月に法務省の協力を得て実施した本邦研修の成果が本プロジェクトのスムーズな実施に大きく貢献すると思われる。こうした関係者の尽力に深く感謝の意を表したい。